

RoHS 指令

RoHS 指令とは、「電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する 2003 年 1 月 27 日付け欧州議会および欧州理事会指令 2002/95/EC」のことです。

2006 年 7 月 1 日以降は、許容できるレベルを超えてカドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB（ポリ臭化ビフェニル）類、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）類を含む新しい電気・電子機器を EU 域内に上市することを禁じています。

2011 年 6 月に RoHS 指令が改正（2011/65/EU）され、2019 年 7 月から 4 種類のフタル酸エステル類が追加されました。

物質名	対象または用途 ※ 1	閾値 ※ 2
カドミウムおよびその化合物	以下に示す適用除外用途を除くすべての用途	0.01wt% 以下
	▲電気接点中のカドミウム	—
鉛およびその化合物	以下に示す適用除外用途を除くすべての用途	0.1wt% 以下
	▲金属加工用の鋼材に含まれる鉛	0.35wt% 以下
	▲バッチ式溶融亜鉛めっき鋼材に含まれる鉛	0.2wt% 以下
	▲機械加工用のアルミ材に含まれる鉛	0.4wt% 以下
	▲銅合金に含まれる鉛	4wt% 以下
	▲これら以外の 2011/65/EU 以降に記載される適用除外用途	—
水銀およびその化合物	以下に示す適用除外用途を除くすべての用途	0.1wt% 以下
	▲各種蛍光灯、ランプに含まれる鉛	種類による
六価クロム化合物	すべての用途	0.1wt% 以下
PBB（ポリ臭化ビフェニル）類	すべての用途	0.1wt% 以下
PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）類	すべての用途	0.1wt% 以下
DEHP（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル））	すべての用途	0.1wt% 以下
DBP（フタル酸ジブチル）	すべての用途	0.1wt% 以下
BBP（フタル酸ブチルベンジル）	すべての用途	0.1wt% 以下
DIBP（フタル酸ジイソブチル）	すべての用途	0.1wt% 以下

※ 1. ▲は適用除外項目であり、別途閾値が指定されています。またカテゴリーに応じた有効期限が設定されていますので、必ず最新情報をご確認ください。

※ 2. 意図的であるかどうかに関わらず、異なる材料へ機械的に分離できない均質な材料での許容値です。

対象製品

対象製品は以下 11 カテゴリーに該当するすべての電気・電子機器です。

カテゴリー
(Cat.1) 大型家庭用電気製品
(Cat.2) 小型家庭用電気製品
(Cat.3) IT および通信機器
(Cat.4) 消費者向け機器
(Cat.5) 照明装置（電球および家庭用照明器具を含む）
(Cat.6) 電動工具（大型固定工具を除く）
(Cat.7) 玩具、レジャーおよびスポーツ用品
(Cat.8) 医療用機器
(Cat.9) 監視および制御機器
(Cat.10) 自動販売機
(Cat.11) 上記カテゴリーに入らないその他の電気・電子機器